

特別講演1は、医療法人社団鉄祐会理事長武藤真祐先生による『オンライン診療はかかりつけ医の機能強化となりえるか』という演題である。

平成30年の診療報酬改定で『オンライン診療料』・『オンライン医学管理料』の新設されたことで、遠隔診療が注目を浴びており、その歴史的経緯と展望について講演された。

医師法第20条で『医師は自ら診察しないで治療、もしくは処方箋を交付してはならない』と定められており、1997年厚労省通知では、原則対面診療であり、初診及び急性疾患は除外し、患者側から要請があった場合に限られるとされている。即ち、医師と患者間の遠隔診療には大きな制約があり、医療関係者の中にも有効性・安全性に面から未だ慎重論が多い。

一方、医療界の課題として、少子高齢化が進む中、人手の問題と社会保障の財源面から従来のような医療を継続することは困難になると考えられることや、患者に安心できる多面的・統合的な在宅医療が必要とされていること等もあり、演者らはICTを駆使した在宅医療の先駆的イノベーションに取り組んできた。こうした中で2015年に事実上の解禁となり、遠隔診療の本格的ルールが引かれ始めている。また、遠隔診療は厚労省主導というより政府官邸主導の未来投資戦略の中で、明確に位置づけられている。その中心人物が武藤先生である。無事遠隔診療を軌道に乗せるために、遠隔診療のルール整備の中心となって、オンライン診療ガイドラインの作成にも携わってきた。特に、福岡市健康先進都市戦略『かかりつけ医』機能強化事業での実証結果として、明らかな幾つかの効用を認め、今回の『オンライン診療料』・『オンライン医学管理料』の新設に繋げている。例えば訪問診療では、状態が刻一刻と変化する中で患者を介護する家族の不安は募るがオンラインで状況を共有し指示を仰ぐことで患者・介護への安心と医師の負担軽減に繋がれたことや、また外来診療では通院困難な高齢者に対し、オンラインにより通院介助の負担を軽減しながら受診頻度を高めることで重症化前に対応することが可能となったことなどが挙げられる。

今回の『オンライン診療料』・『オンライン医学管理料』の新設の特徴は、①特定された疾患・患者であること、②一定期間対面診療を行っていること、③急変時に対面診療ができる体制あることなど療養計画に基づき対面診療と適切に組み合わせて行われ、対面診療を補完するものとして位置づけられておる。現在、すでにスマートフォンと専用アプリを使用した遠隔診療ツールも発表され、生活習慣病患者等の血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用し早期の重症化予防等効果的・効率的な医療を提供することも可能となり、2020年以降の改定でさらなる拡大が予想されている。医療も新たな時代に突入したと感じられた講演であった。

(野村内科医院 野村 元積)